

## 交通事故が原因で介護が必要になった場合は

交通事故などで他人（第三者）から被害を受け、介護が必要になった場合、その介護にかかる費用は相手方（第三者）が負担するのが原則です。

しかし、損害賠償に時間がかかる場合もあるため、一時的に介護保険で保険者負担額の給付を行い、後日、被害を受けた方に代わって、保険者（三宅村）が相手方（第三者）に対して保険者負担額の請求を行います。

そのため、交通事故で他人（第三者）から被害を受けたことが原因で、介護保険サービスが必要になった場合は、村役場に届出を行ってください。

また、三宅村に書類を届け出る前に示談をしてしまうと、加害者に対し三宅村が介護にかかった費用を請求できなくなりますので、示談の前に書類の届け出をしてください。

### 【交通事故のときの提出書類】

1. 第三者行為による被害届	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人以外の家族、損害保険会社等が提出する場合は、委任状を添付してください。</li></ul>
2. 事故発生状況報告書	<ul style="list-style-type: none"><li>・事故の発生場所や発生したときの状況などを記載する書類です。</li><li>・医療保険等で既に作成しているものがある場合は写しでも可です。</li></ul>
3. 交通事故証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>・交通事故の事実を証明する書類で、自動車安全運転センターが発行します。</li><li>・交番、警察署にある請求書で請求を行い、後日郵送することもできます。</li><li>・医療保険等で既にお持ちの場合は写しでも可です。</li></ul>
4. 念書（本人側が作成）	<ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者（本人）が相手方（加害者）に対して有する損害賠償請求権のうち、介護保険が負担した保険給付費については三宅村が権利を取得するということを、被保険者（本人）が約束する書類です。</li><li>・医療保険等と兼ねる場合があります。</li></ul>
5. 「示談書」の写し	<ul style="list-style-type: none"><li>・相手方との間で示談が成立している場合に提出していただきます。</li></ul>
6. 誓約書（相手方が作成）	<ul style="list-style-type: none"><li>・相手方が、保険者（三宅村）に対して本人の介護に係る費用について、自己の責任において支払うことを約束する文書です。使用した印鑑の印鑑証明書を添付します。</li><li>・医療保険等と兼ねる場合があります。</li></ul>

# 政府保障事業について

ひき逃げされた場合や無保険車（自賠責保険の契約が無い自動車）・盗難車による人身事故で、加害者側から損害賠償を受けられない場合などは、政府の保障事業に請求することが出来ます。政府の保障事業は国（国土交通省）が加害者に代わって被害者が受け損害を支払う制度です。

――自賠法 71 条・72 条・73 条

## 1 ポイント

①請求できるのは被害者のみ、加害者からは出来ません。

（仮渡金請求・内払金請求は出来ません。また病院等からの直接請求も出来ません。）

②健康保険、労災保険等の社会保険から給付があれば、その金額は差し引かれます。

③加害者には後に政府より求償されます。

④被害者に過失があれば、過失相殺される場合があります。

⑤受付窓口は各保険会社になります。

## 2 法定限度額

自賠責保険の限度額と同じ（自賠法施行令 20 条）

――死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金に同じです。

## 3 てん補の対象にならない場合

①時効が成立している場合

②被害者が同乗者で、被害車両にも過失があり被害車両に請求できる場合

③複数の自動車による事故で、いずれかの自動車の自賠責に請求できる場合

④加害者側と示談が成立していて損害賠償金が支払われている場合

⑤自損事故の場合

⑥被害者の一方的過失事故の場合

⑦被害者側の過失に伴う減額と健康保険や労災保険等の社会保険による給付額および賠償責任者の支払額の合計が、損害の総額を超える場合

⑧健康保険や労災保険等の社会保険による給付額および賠償責任者からの支払額の合計額が、法定限度額を超える場合

⑨後遺障害が残った場合でも等級に該当しない場合

⑩加害車両が、自賠責保険の対象車種から除外されている農耕作業用小型特殊自動車

（小型耕運機等）や軽車両（自転車等）の場合

## 4 時効

政府保障事業への請求時効は 2 年です。被害者がひき逃げ、無保険、泥棒運転などの事実、損害を知ったときから起算となります。

## 5 自賠責適用除外車の事故の場合

自衛隊車、米軍用車等は自賠責適用除外です。これらの車との事故で被害に合われた場合は、直接個別に請求することになります。

（その際は任意保険基準をベースに交渉すべきでしょう。）

――自賠法 10 条

ひき逃げされた場合や無保険車(自賠責保険の契約が無い自動車)・盗難車による人身事故で、加害者側から損害賠償を受けられない場合などは、**政府の保障事業**に請求することができます。政府の保障事業は国(国土交通省)が加害者に代わって被害者が受け損害を支払う制度です。

――自賠法 71 条・72 条・73 条

## 1 ポイント

- ①請求できるのは被害者のみ、加害者からは出来ません。  
(仮渡金請求・内払金請求は出来ません。また病院等からの直接請求も出来ません。)
- ②健康保険、労災保険等の社会保険から給付があれば、その金額は差し引かれます。
- ③加害者には後に政府より求償されます。
- ④被害者に過失があれば、過失相殺される場合があります。
- ⑤受付窓口は各保険会社になります。

## 2 法定限度額

自賠責保険の限度額に同じ(自賠法施行令 20 条)  
――死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金に同じです。

## 3 てん補の対象にならない場合

- ①時効が成立している場合
- ②被害者が同乗者で、被害車両にも過失があり被害車両に請求できる場合
- ③複数の自動車による事故で、いずれかの自動車の自賠責に請求できる場合
- ④加害者側と示談が成立していて損害賠償金が支払われている場合
- ⑤自損事故の場合
- ⑥被害者の一方的過失事故の場合
- ⑦被害者側の過失に伴う減額と健康保険や労災保険等の社会保険による給付額および賠償責任者の支払額の合計が、損害の総額を超える場合
- ⑧健康保険や労災保険等の社会保険による給付額および賠償責任者からの支払額の合計額が、法定限度額を超える場合
- ⑨後遺障害が残った場合でも等級に該当しない場合
- ⑩加害車両が、自賠責保険の対象車種から除外されている農耕作業用小型特殊自動車(小型耕運機等)や軽車両(自転車等)の場合

## 4 時効

政府保障事業への請求時効は **2 年**です。被害者がひき逃げ、無保険、泥棒運転などの事実、損害を知ったときから起算となります。

## 5 自賠責適用除外車の事故の場合

自衛隊車、米軍用車等は自賠責適用除外です。これらの車との事故で被害に合われた場合は、直接個別に請求することになります。

(その際は任意保険基準をベースに交渉すべきでしょう。)

――自賠法 10 条